

犬山市公益的活動の支援及び市民参加に関する条例

逐条解説

犬 山 市

目 次

「犬山市公益的活動の支援及び市民参加に関する条例」制定の経緯	1
検討経過一覧	2
第1章 総則	
第 1条(目的)	3
第 2条(定義)	5
第 3条(基本理念)	10
第 4条(基本方針)	11
第 5条(基本施策)	12
第 6条(公益的活動団体の責務)	14
第 7条(市民の役割)	16
第 8条(事業者の役割)	17
第 9条(相互協力)	18
第2章 市民活動団体の登録	
第10条(登録)	19
第11条(登録の抹消)	21
第3章 協働プラザ	
第12条(協働プラザの設置)	23
第13条(協働プラザの運営及び活動)	23
第4章 市民活動支援基金	
第14条(基金の設置)	25
第15条(積立て)	25
第16条(管理)	25
第17条(運用益金の処理)	25
第18条(基金の処分)	25
第18条の2(振替運用)	25
第5章 資金等の助成及び支援	
第19条(資金等の助成)	29
第20条(その他の支援)	29
第6章 市民参加	
第21条(市民参加の手續の対象)	31
第22条(市民参加の手續の方法)	34
第23条(市民参加の手續の実施時期及び検証)	36
第7章 公益的活動促進委員会	
第24条(委員会の設置)	38
第25条(組織)	38
第8章 雑則	
第26条(委任)	40

「犬山市公益的活動の支援及び市民参加に関する条例」制定の経緯

地方分権が進み、行政や企業だけでは様々な市民ニーズを満たせなくなってきた中で、市民活動団体と行政が協働することで、きめ細かい公益の実現や、多様な公共サービスの担い手の創出を期待し、平成13年に「犬山市市民活動の支援に関する条例」（以下「旧支援条例」と言います。）が施行されました。

これは行政と市民が「パートナー」として、公益的なことを「共同責任」で行おうとするとき、その主体となる市民及び市民活動団体をまちづくりの担い手として位置づけ、市が市民活動を支援するに当たっての基本的な方針と支援の仕組みを定めたものでした。

その後、福祉、環境、文化、スポーツなど多様な分野の市民活動団体や、町内会単位の活動や地区ごとのコミュニティ推進協議会などによる活動が盛んに行われてきましたが、人口減少や少子高齢化の進展、若年世代の流出などによって、地域の担い手不足が顕在化し、地域コミュニティを維持していくことが困難な状況となりつつあります。

こうした地域が抱える課題を解決し、まちのにぎわいと活力を生み出すためには、既に活動している人や団体に加え、若者、女性、高齢者など様々な市民がまちづくりに参加し、行政や議会と協働して取り組む環境を整える必要がありました。

そのため犬山市では、令和元年7月1日に「犬山市協働のまちづくり基本条例」（以下「基本条例」と言います。）を施行し、まちづくりの基本的な考え方やルールとして、市民、議会、行政が協働して地域課題の解決に向けた取り組みを進めるに当たり、基本原則やそれぞれの役割などを定めました。

その中で、「市民参加に関し必要な事項」及び「地域活動団体や非営利活動団体の支援に関して必要な事項」は別の条例で定めることとされ、制定から15年以上経過した旧支援条例の内容を見直し、市民活動の支援だけでなく、地域活動の支援、市民参加の手續などに関する事項を新たに加え、名称も「犬山市公益的活動の支援及び市民参加に関する条例」として改正を行いました。

改正案の検討に当たっては、市民などの意見を聞くワークショップの開催（オンライン）や、有識者、活動実践者、市民などにより構成された「協働推進に係る条例検討審議会」による議論を進めてきました。

また、市民参加に関する事項に関しては、庁内の取り組み状況を把握するため、市民参加に関する状況調査を実施し、改正案作成時の参考としています。その他、活動者へのインタビュー、パブリックコメントにより集めた意見をもとに、検討を重ねてきました。

この解説書は、そうした過程の中で議論されてきた内容を踏まえて、条文に込められた思いや考え方などを解説するものです。

検討経過一覧

日時	事業	内 容
令和3年6月26日(土)	第1回犬山のまちづくり 「市民活動」と「地域活動」 を考えるオンラインワー クショップ	『持続可能なまち』ってどんなまち？」
令和3年7月24日(土)	第2回犬山のまちづくり 「市民活動」と「地域活動」 を考えるオンラインワー クショップ	「あったらいいな！こんな活動 できたらいいな！こんなこと」
令和3年8月21日(土)	第3回犬山のまちづくり 「市民活動」と「地域活動」 を考えるオンラインワー クショップ	「こうなったら！支援のしくみ」
令和3年9月11日(土)	第4回犬山のまちづくり 「市民活動」と「地域活動」 を考えるオンラインワー クショップ	「まとめ～市民活動支援条例の磨き直し～」
令和3年10月25日(月)	第1回協働推進に係る条 例検討審議会	・ 条例見直しの背景と目的について ・ 今年度の取組、スケジュールについて
令和3年12月2日(木)	第2回協働推進に係る条 例検討審議会	・ 検討の流れについて ・ これまでの活動支援と現状の確認 ・ 検討の論点について
令和4年1月26日(水)	第3回協働推進に係る条 例検討審議会	・ 見直し事項の検討①
令和4年2月11日(金)	第5回犬山のまちづくり 「市民活動」と「地域活動」 を考えるオンラインワー クショップ	「条例改正のフィードバック」
令和4年3月4日(金)	第4回協働推進に係る条 例検討審議会	・ 見直し事項の検討②
令和4年4月27日(水)	第5回協働推進に係る条 例検討審議会	・ 見直し事項の検討③
令和4年5月25日(水)	第6回協働推進に係る条 例検討審議会	・ 条例案の最終確認
令和4年5月26日(木)	協働推進に係る条例検討 審議会 答申	・ 検討結果の答申
令和4年6月6日(月)～ 令和4年6月27日(月)	パブリックコメント	意見数：2件

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、都市としての魅力を創造し保ち続けるため、まちづくりにおいて市民活動及び地域活動（以下「公益的活動」という。）が果たしている役割の重要性から、公益的活動を支援し、自主的かつ自由な公益的活動を促進するとともに、市と市民活動団体及び地域活動団体（以下「公益的活動団体」という。）との協働関係を築き、市民一人ひとりの市政への参加を促すことで、犬山市協働のまちづくり基本条例（令和元年条例第2号。以下「基本条例」という。）に掲げる「持続可能なまち」の実現に寄与することを目的とする。

趣 旨

今回改正した本条例の目指すべき社会像は、基本条例の前文で掲げている「誰一人取り残されることなく、笑顔があふれ幸せな生活をおくり続けられる『持続可能なまち』」としています。また、同じ前文中には「多様化するライフスタイルや価値観に合わせた新しい自治のあり方が求められています。」と書かれており、昨今生じている様々な地域課題に対して、市民・議会・行政が総動員で取り組むことが必要となります。その基本原則を定めたものが基本条例であり、本条例はその実現に向けて、市民活動と地域活動の重要性を踏まえ、その活動を支援するに当たっての基本理念・基本方針・支援措置を定め、市民一人ひとりの志に基づく公益的活動を促進していくためのものです。

また、これらの公益的活動を通したまちづくりへの参加に加え、市政における市民参加の機会と仕組みを具体的に定め、市民一人ひとりが“主人公”として理想のまちを創造する、根本的な意味でのまちづくりを担保するものです。

解 説

- (1) 「公益的活動」とは、条文中で「市民活動及び地域活動」のこととしていますが、「益する」という部分で「みんなのためになる」「まちを良くするため」ということがイメージしやすいため、基本条例との整合性からも、「公益的」という表現で条例全体を統一しています。条文検討段階においては、その他の表現も議論されま

したが、例えば「公共的」は「地方公共団体」「公共事業」という言葉から、行政の活動とイメージされやすく、「社会的」は「社会貢献」と同様に、「企業の社会貢献活動」と捉えられる可能性があるため、使用していません。

また、価値観が多様化している中で、未だ社会的に認知されていない事柄も含め、個人の志に基づく活動を促進していく趣旨から、「自主的かつ自由な」という表現をしています。

- (2) 「市民活動及び地域活動が果たしている役割」とは、基本条例第9条（地域活動団体の役割）及び第10条（非営利活動団体の役割）で、団体に求められる役割として「地域の課題解決に努める」ことが定められています。また、同条例第3条第5号の「まちづくり」の定義にある「地域の価値の創造」も含まれます。
- (3) 「市」とは、地方自治法第1条の3第2項に定める普通地方公共団体としての、犬山市を指します。
- (4) 「まちづくり」、「市民活動」、「市民活動団体」、「地域活動」、「地域活動団体」及び「市民」の定義については、第2条を参照してください。
- (5) 「協働」とは、基本条例第3条第6号で、「市民、議会及び行政が、目的を共有し、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、補完し合いながら協力すること」と定められています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 基本条例第3条第1号に規定する市民をいう。
- (2) まちづくり 基本条例第3条第5号に規定するまちづくりをいう。
- (3) 市民活動 市内に居住するか否かを問わず、まちづくりに関して責任及び義務を自覚し、まちづくりの主体となる者による特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動に該当する活動を目的とするものをいう。
- (4) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とし、次のいずれにも該当する団体をいう。
 - ア 3人以上の会員を有すること。
 - イ 活動が市内で行われていること。
 - ウ 市民に開かれた団体であること。
 - エ 代表者及び運営の方法が会則で決まっていること。
 - オ 独立の組織であること。
- (5) 地域活動 一定の地域に住む住民が主体となり、当該住民のために行う活動をいう。
- (6) 地域活動団体 基本条例第3条第2号に規定する地域活動団体のうち、地域活動を行う次のいずれかの団体をいう。
 - ア コミュニティ推進協議会
 - イ 町内会
 - ウ その他地域の自治及び生活環境の向上を目的とした地縁に基づく組織
- (7) 市民参加 市の施策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において広く市民の意見を反映させるとともに、市民及び市が協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。

趣 旨

本条例で使用する用語のうち、共通した認識を必要とする用語を定めるものです。

解 説

- (1) 「市民」とは、基本条例において「市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、市内で事業又は活動を行う個人及び団体」と定義されており、その逐条解説では「市内に居住する人だけでなく、市内の事業所に勤務する人や市内の学校に通う人、市内で事業や活動を行っている個人や法人も含めています。市民の範囲を拡げて定義しているのは、地域が抱える様々な問題を解決していくためには、犬山市に関わる多くの人々や団体が協働してまちづくりを進めていくことが重要であるという認識に基づくもの」としています。
- (2) 「まちづくり」とは、基本条例において「明るく豊かな住みよいまちをつくることを目的とする地域課題の解決、地域の価値の創造その他の公益的な活動」と定義されており、その逐条解説では「明るく豊かで住みよいまちをつくるために行う、地域の抱える課題の解決を図ったり、地域の新しい価値をつくり出したりする公益的な活動をいいます。福祉、教育、文化、スポーツなどに関連したソフト事業のほか、道路工事や施設の建設などのハード事業があり、その両方を意味しています。市の事業・施策や議会の活動だけでなく、地域の美化活動、防犯パトロール、見守り活動など、市民で実施される『地域をより良くするための活動』もまちづくりの大事な要素」としています。
- (3) 「市民活動」とは、一般的に市民の自主的、自発的なまちづくり活動全般を意味しますが、本条例で支援対象となる市民活動は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動を目的とするものとしています。なお、主体として活動を行う構成員は、市内に居住するか否かを問いません。

一方で、宗教活動や政治活動を目的とした活動、特定の候補者などを推薦・支持することを目的とした活動は除外されます。

特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）別表

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(4) 「市民活動団体」とは、市民活動を行うことを主な目的とした団体であり、本条例によって支援する団体の要件について整理し、一定の基準を定めています。

第４号アは、団体として成立するための必要最小限の構成員の人数を３人以上としています。旧支援条例では、特定非営利活動促進法第１２条第１項第４号を準用し、構成員の人数を１０人以上としていましたが、その人数を集めるというハードルが高いという意見もあり、条例改正の過程において人数要件の緩和を議論しました。ただし、団体登録が一定の公益性を市が認めるという効力をもっており、市の活動助成金を得るための条件となっていること、団体としての形が成立するための最低限の構成員数などの議論を踏まえ、人数要件を複数名とする形は維持するものの、団体活動の活性化を促すため、構成員の必要人数は１０人から３人へと緩和することとしました。

第４号イは、市が支援などを行う団体として、活動が市内で行われ、その活動の効果が市民へ還元されることを要件としています。

第４号ウは、誰でも団体に参加できることを要件としています。従って、会費を極めて高額とすることで事実上参加を制限する場合や、会員資格に活動目的と関係ない要件を付す場合は市民に開かれた団体とは言えません。

第４号エは、団体である定義として、代表者・役員・運営方法が、明文化された会則や規約で定められていることを要件としています。

第4号オは、他の団体による何らかの支配に属さないことを要件としています。

なお、本条例の「市民活動」「市民活動団体」は、基本条例で定める「非営利活動」「非営利活動団体」と同意義として取り扱っています。

※基本条例第3条第3号

非営利活動団体 市民のうち、自主的に公益的活動を行う団体であって、営利を目的とせずに活動するもの（地域活動団体を除きます。）をいいます。

※基本条例逐条解説

「非営利活動団体」とは、「障害を持つ人たちの社会参加を応援しよう」、「まちや川をきれいにしよう」などといった、特定の公益的な目的をもって活動する非営利の民間組織（公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、ボランティア団体など）をいいます。法人格の有無は問いません。

(5) 「地域活動」とは、主にはその地域での生活全般を対象とした地域自治活動を想定したのですが、ある特定のエリアの住民が主体となる共益的、互助的な活動であれば、子供会、老人会などの年代ごとの活動や、祭り保存会などの特定のテーマを扱う団体も含まれます。逆に、エリアを特定せず、誰でも参加でき、特定のテーマの基に行われる活動は、市民活動として整理しています。

(6) 「地域活動団体」とは、基本条例において「市民のうち、地域で公益的活動を行う団体であって、地域ごとに形成されたもの」と定義されており、その逐条解説では「地域ごとに形成された、公益的活動（公共の利益を図ることを目的に行う活動）を行う団体で、具体的には、町内会、区、コミュニティ推進協議会、婦人会（女性の会）、老人クラブ、子供会など」としています。

その内、第6号アのコミュニティ推進協議会については、「犬山市コミュニティ推進地区助成金交付要綱運用基準」で定めている補助対象事業者の要件を満たす団体のことを指します。

※令和4年度時点：6団体（城東・羽黒・楽田・東・犬山西・今井）

犬山市コミュニティ推進地区助成金交付要綱運用基準

（補助対象事業者）

第4条 交付要綱第1条に規定する「コミュニティ組織」とは、次の要件を満たしている組織とする。

- (1) 小学校区を基本とした組織である。
- (2) 交付年度の前年度以前に設立した組織である。なお、当該組織に属する町内会のうち、一定数以上の者が出席（委任を含む）した総会において設立に係る議決を経た、会則が議決されたなどの事実をもって設立とみなすこととする。
- (3) 当該組織に属する町内会のうち、概ね2分の1以上の町内会から年会費が納入されている。

第6号イの町内会については、犬山市行政連絡事務等委託規則（昭和55年12月4日規則第27号）第3条「事務を委託する町内会の区域は、別表のとおりとする。」に定めている町内会の区域ごとに形成される地縁組織を指します。

※令和4年度時点：317団体

一方で、第6号ウのその他地域の自治及び生活環境の向上を目的とした地縁に基づく組織については、主に複数の町内会で構成される区や自治会を想定していますが、今後、地域活動団体の具体的な支援内容を議論していく中で、どこまでの団体を支援対象とし、どのような支援をするかなど、詳細を検討していきます。

(7) 本条例における「市民参加」とは、市の様々な行政活動に対して、より良いまちづくりを進めるために意見や提案を述べて、市民が自己の意思を反映させることとしており、広義の市民参加である市民活動への参加、議会活動への参加などは、含めていません。

市と市民の共通課題であるまちづくりを協働で進めるに当たり、この市民参加を促進することは、多様化する価値観を把握し、行政需要を的確に施策へ反映することで、行政サービスの質の向上につながると考えています。

基本条例第4条第1項第2号では「市民参加の原則」として、市民参加の機会を多様に保障すること、同条例第14条第1項では、市民参加の機会を設けるとともに、参加しやすい環境を整えること、同条第2項では、市民参加により得られた提案、意見を施策に反映させることなどを定めています。

なお、同条第3項の「前2項に定めるもののほか、市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定めます。」とは、本条例のことを指します。

(基本理念)

第3条 市及び公益的活動団体がまちづくりを協働して行うに当たっては、基本条例第4条に規定する基本原則に則り、相互に尊重しつつ対等な関係で協力し、及び協調するものとする。

趣 旨

市及び公益的活動団体がまちづくりを協働して行うに当たっては、相互に尊重しパートナーとして対等の関係で協力・協調することを基本理念として定めるものです。

解 説

市と公益的活動団体が協働するに当たっての基本理念は、相互に尊重しつつ対等な関係のもとで、協力・協調していくことが必要であると整理しています。

犬山市協働のまちづくり基本条例

(まちづくりの基本原則)

第4条 この条例の目的を達成するために、次に掲げることをまちづくりの基本原則とします。

- (1) 情報共有の原則 市民、議会、行政は、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有します。
- (2) 市民参加の原則 議会、行政は、市民がまちづくりに参加できるよう、その機会を多様に保障します。
- (3) 協働の原則 市民、議会、行政は、協働してまちづくりを推進します。
- (4) 平等の原則 市民は、年齢、性別、民族、国籍などに関わりなく、まちづくりに平等に参加できます。
- (5) 信頼の原則 市民、議会、行政は、互いに尊重し合い、常に信頼関係を築くための努力をします。

(基本方針)

第4条 市が公益的活動を支援するに当たっては、次に掲げる基本方針により行うものとする。

- (1) 公益的活動の自主性、自立性及び独自性を尊重し、公益的活動を促進しなければならない。
- (2) 公益的活動の支援の内容及び手続は、公平かつ公正であるとともに、公開かつ透明でなければならない。

趣 旨

市が公益的活動を支援する基本方針を定めるものであり、支援を受ける立場の公益的活動団体にとっても、同様の認識を持つことを期待しています。

解 説

- (1) 市の支援は、公益的活動団体が自主的に自立した活動ができるよう、基盤整備や条件整備をしていくことを基本としつつ、資金等の助成を行う場合も過度な干渉をせず、それぞれの団体の理念に基づく活動が促進されるような内容、範囲及び手続で実施する必要があります。
- (2) 多様化するライフスタイルや価値観に合わせた新しい自治のあり方が求められる中で、一部の価値観に偏った支援は妥当ではありません。支援に当たっては、その内容及び申請、審査、決定などの手続も公平かつ公正であると共に、公開かつ透明であることも必要となります。

(基本施策)

第5条 市は、市民が広くまちづくりに参加し、活発な公益的活動を促進するため、次に掲げる支援措置を講ずるものとする。

- (1) 活動推進体制の構築及び運用
- (2) 活動拠点の整備及び提供
- (3) 普及及び啓発
- (4) 人的支援
- (5) 資金の助成
- (6) 人材育成及び研修の機会の確保
- (7) その他市長が必要と認める支援措置

趣 旨

公益的活動を支援していくための、市の基本的な施策を定めるものです。

市の施策は、市内はもとより、第7章「公益的活動促進委員会」の規定により設置する委員会などでの議論を踏まえ、進めていくものです。

解 説

- (1) 「活動推進体制」とは、公益的活動の支援の根拠となる本条例の整備をはじめ、担当課の設置や、計画の策定、支援拠点である協働プラザの設置を指します。なお、協働プラザについては、第12条（協働プラザの設置）を参照してください。
- (2) 「活動拠点」とは、会合を行うための会議室やスペース、事務所のことで、具体的には、協働プラザや各ふれあいセンターなどを指します。
- (3) 「普及及び啓発」とは、取り組み事例の情報提供や意識啓発を目的としたシンポジウムやフォーラム、セミナー、イベントの開催、PR活動、出版事業を行うことです。
- (4) 「人的支援」とは、まちづくりに必要と言われる「ひと・もの・かね」の「ひと」に当たる支援であり、市担当職員や協働プラザ職員による相談対応、市内各地域への「地域担当職員」の配置、コーディネーターとなれる人材の派遣などを想定して

います。具体的な支援の在り方や手法については、今後、附属機関である「公益的活動促進委員会」の中で検討していきます。

- (5) 「資金」とは、市による助成金や補助金のことを指します。なお、具体的な措置については、第5章「資金等の助成及び支援」を参照してください。
- (6) 「人材育成及び研修の機会」とは、公益的活動に関わる動向や潮流の学習を目的とした研修会や講座、ワークショップなどを行うことです。
- (7) 「その他市長が必要と認める支援措置」とは、前各号以外の措置として、連絡会・協議会の設置などが想定されます。

(公益的活動団体の責務)

第6条 公益的活動団体は、会員及び寄附金、助成金等の提供者に対して、その信託された任務を適切に履行し、かつ、履行したことを説明する責任を負う。

2 市から資金、備品、器具等（以下「資金等」という。）について助成を受けようとし、又は受けた公益的活動団体は、この条例に定める義務及び責務を遵守しなければならない。

3 公益的活動団体は、市から資金等の助成を受けた場合において、助成の趣旨に沿った運用がなされていること及び助成を受けた活動が一定の成果をあげたことを市又は市民から求めがあったときには、説明しなければならない。

趣 旨

支援を受ける立場である公益的活動団体の責務を定めるものです。

公益的活動団体は、自らの責任により、第3条の基本理念に基づき活動に努めると共に、説明責任（アカウンタビリティ）を履行することで、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものです。

解 説

(1) 第1項では、公益的活動団体は、会員のほか、寄附金の提供者、助成金の提供者、ボランティアなど人的資源の提供者といった利害関係者に対して、下記のような運営状況や活動成果を説明する責任があるものと定めています。

- ・ 活動目的が明らかにされていること
- ・ 目的に沿って資金などが正しく使われていること
- ・ 事業計画が適当であること
- ・ 事業遂行、組織運営の手続が会則に沿ってなされていること
- ・ 成果が期待水準であること

(2) 「この条例に定める義務及び責務」とは、この条に定める責務を果たすことのほか、第3条（基本理念）に基づいた活動を行うこと、第9条（相互協力）の協力を

行うことや、第10条（登録）第2項の登録事項の変更があった場合の届け出の提出を指します。

- (3) 第3項は、第1項と同様の趣旨ですが、特に市から助成金などを受けた場合には、市及び市民に対して、説明責任を負うものと定めています。助成金事業の仕組みや評価方法などは、「公益的活動促進委員会」において検討され、「助成の趣旨に沿った運用がなされていること及び助成を受けた活動が一定の成果をあげたこと」とは、助成事業の実績報告で明らかとなります。

(市民の役割)

第7条 市民は、第3条に定める基本理念に基づき、まちづくりに対する理解を深め、自発的で自主的な公益的活動への参加及び協力に努めるものとする。

趣 旨

まちづくり及び公益的活動への参加者として、市民の役割を定めるものです。

解 説

市民の役割は、まちづくり及び公益的活動への参加者として、公益的活動がまちづくりに果たす役割の重要性を理解することです。その結果、市民が、第三者からの強要や義務としてではなく、個人の自発性と自主性に基づいてまちづくりに参加することにつながります。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、地域社会の一員としてまちづくりの推進に資する活動を行うとともに、公益的活動を促進するため、資金の助成、情報の提供その他の支援に努めるものとする。

趣 旨

公益的活動を促進していくために、事業者としての役割を定めるものです。

解 説

「事業者」とは、犬山市産業振興基本条例第2条第1号で規定する「市内で、営利目的をもって事業を営む個人、団体及び法人」を指します。

事業者は、製品やサービスの供給、雇用の創設、納税によって、社会貢献を果たしていますが、その事業を行うに当たっての環境に対する取り組みや、社会活動への貢献は、社会の構成員としての事業者に対する評価の大きな要素となっています。事業を行う行動の原理を、経済効率性のみに置くのではなく、社会貢献活動にも置くことが求められています。

これまでの事業者の役割は、公益的活動に対する理解を深め、場所の提供、人材の提供、備品の貸し出し、寄附、融資など、公益的活動の促進への協力や、この条の中で「その他の支援」としているまちづくりに対する従業員への啓発や、参加の呼びかけを中心としたものでした。

それらに加え近年では、ESG経営（「Environment（環境）」「Social（社会）」「Governance（企業統治）」を意識した経営）やSDGs（「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標））が注目され、社会の構成員として、まちづくりの主体であることを自覚し、CSR（企業の社会的責任）やCSV（共有価値の創造）を実践することも求められています。

具体的には、周辺地域の清掃活動、自社技術を活用したボランティア活動や、買い物難民や見守りなどの地域の課題解決に向けたサービスの提供、寄附付き商品の開発などが実践されています。

(相互協力)

第9条 市、公益的活動団体及び事業者は、相互に尊重し、対等な立場で協力し、連携し、及び協働するものとする。

趣 旨

市、公益的活動団体及び事業者の相互協力を定めるものです。

解 説

市、公益的活動団体及び事業者は、公益的活動を促進していくために、相互に協力、連携及び協働することが求められます。その中で、市民は、公益的活動団体の構成員や事業者であり、相互協力の一員であると考えられます。

また、市と公益的活動団体、市と事業者だけでなく、公益的活動団体同士、事業者同士での相互協力も必要となります。

第2章 市民活動団体の登録

(登録)

第10条 市民活動団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、登録することができる。

- (1) 名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者
- (4) 目的
- (5) 会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 会計に関する事項
- (8) 活動分野及び活動内容に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

2 前項の登録を受けた市民活動団体（以下「登録団体」という。）は、登録事項を変更したときは、速やかに市長に届け出るものとする。

3 市長は、登録事項を公開するものとする。

趣 旨

本条例の支援対象であることを明らかにするため、市民活動団体の登録に関する事項や手続を定めるものです。

解 説

市民活動団体として登録できる団体は、第2条第1項第4号の要件全てに該当する団体です。

「登録」とは、一般的に、一定の事項を行政機関などの公簿に記載することであり、その主な効果は、これらの事実や関係性を公に表示・証明することです。本条例では、団体登録することで、市民活動団体として公に表示し証明することとなります。

登録事項の情報を公開することにより、市民、市民活動団体、事業者が参加、連携、協働しようとするための判断材料となり、また、公開によって、透明性、事業内容の

公共性などが明らかになり、団体自身の自主性や自立性も保たれます。

また、「市長」とは、個人としてではなく、地方自治法第147条に定めのある「地方公共団体の統轄及び代表」としての長を指します。

第1項では、団体の概要を明らかにするための登録事項を定めています。

- (1) 「名称」とは、団体の固有の名詞・呼び名です。
- (2) 「主たる事務所の所在地」とは、団体の事務を所管する住所地です。
- (3) 「代表者」とは、団体を代表する地位にある人であり、団体の意思を他に表示する人です。
- (4) 「目的」とは、団体が活動によって目指す事柄です。例えば、「当団体は、福祉環境の増進と住みよいまちづくり推進のための活動を行い、人にやさしいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。」などがあります。
- (5) 「会員資格の特恵に関する事項」とは、例えば入会方法、入会資格、会費の額及び退会規定などです。
- (6) 「役員に関する事項」とは、例えば、会長、副会長、会計及び会計監査の構成、選出方法、任期などです。
- (7) 「会計に関する事項」とは、活動資金の財源や年間の予算及び決算のことです。
- (8) 「活動分野及び活動内容に関する事項」の「活動分野」とは、特定非営利活動促進法別表に掲げる活動の内、この団体の活動目的に該当する分野のことであり、「活動内容」とは、年間の事業計画・事業実績のことです。
- (9) 「その他市長が必要と認める事項」とは、運営方法・総会・理事会・役員会の議事録や資産・財産に関する書類などのことです。

第2項では、登録事項を変更したときは、その内容を届け出ることを定めています。

第3項では、市民に開かれた活動を行う団体として、社会的認知・信用を得るためにも、市長は登録情報を公開すると定めています。

(登録の抹消)

第11条 市長は、登録団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を抹消することができる。

- (1) 登録抹消の届出があったとき。
- (2) 登録申請又は資金等の助成申請に関し虚偽の記載をしたとき。
- (3) 市民活動団体としての活動を著しく逸脱した行為を行ったとき。
- (4) 市から助成を受けた資金等の活用に当たり著しく不当な行為を行ったとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の抹消（同項第1号に該当する場合を除く。）に当たっては、犬山市公益的活動促進委員会（以下「委員会」という。）に諮って、その意見を聞かなければならない。

趣 旨

第10条の規定により登録された、市民活動団体の登録の抹消に関する事項を定めるものです。

解 説

第1項では、市長が、団体登録を抹消することができる要件を定めています。

- (1) 「登録抹消の届出」とは、団体として、登録抹消の意思を表示した書面を提出する行為を指します。
- (2) 「登録申請又は資金等の助成申請」とは、団体登録や助成金の交付規則等で定められた申請手続を指します。
- (3) 「著しく逸脱した行為」とは、特定非営利活動促進法別表に掲げられた活動を逸脱した行為であり、宗教活動・政治活動・営利活動・特定の候補者を推薦支持することを目的とした活動などが想定されます。
- (4) 「著しく不当な行為」とは、市からの資金助成などの目的を逸脱した、目的外事項へ資金などを使用する行為のことです。

第2項では、市長は団体登録の抹消に当たって、「公益的活動促進委員会」の意見を聞かなければならないと定めています。ただし、第1項第1号の「登録抹消の届出」

が出された場合は、団体自ら意思表示をしていることを踏まえ、「公益的活動促進委員会」に諮らず、団体登録を抹消することができます。

第3章 協働プラザ

(協働プラザの設置)

第12条 公益的活動の促進に関する次に掲げる事業を行うため、犬山市協働プラザ（以下「プラザ」という。）を犬山市松本町四丁目21番地に設置する。

- (1) 情報の収集、発信及び提供に関する事業
- (2) 相談及びコーディネートに関する事業
- (3) 人材の交流機会及び対話の場づくりに関する事業
- (4) 人材又は団体の育成、研修、学び合う機会づくり等に関する事業
- (5) 調査研究に関する事業
- (6) その他公益的活動の促進に関する事業

(協働プラザの運営及び活動)

第13条 プラザの運営及び活動は、市及び市民が協働して行うものとする。

- 2 市長は、プラザの運営及び活動に関する重要事項については、委員会に諮って、その意見を聞かなければならない。
- 3 市長は、プラザの運営及び活動状況を公開するものとする。

趣 旨

第5条（基本施策）に基づく支援措置として、公益的活動の促進を図るため設置する協働プラザに関する事項を定めるものです。

解 説

「協働プラザ」とは、公益的活動を支援・促進するとともに、市民活動団体、地域活動団体、事業者、教育機関、個人など、多様な人材による社会的活動を振興し、既存のネットワークを越えた連携や協働の機会を積極的に生み出すことで、「活躍する多様な市民が地域社会を担う犬山市」を創造することを目的とした拠点施設です。

○第12条関係（協働プラザの設置）

- (1) 「情報の収集、発信及び提供」とは、人材、場所、イベントなどの地域資源に関する能動的な調査とその情報発信及び提供、まちづくり活動のノウハウの提供

などを行うことです。

- (2) 「相談及びコーディネート」とは、中間支援組織として、公益的活動に関する相談や支援、関係者や団体との連絡、調整、協力などを行うことです。
- (3) 「人材の交流機会及び対話の場づくり」とは、まちづくりに関わる人材や異分野の人材も含めて、情報交換や協調した行動を生み出すことを目的とした出会い、対話の機会やプログラムの提供などを行うことです。
- (4) 「人材又は団体の育成、研修、学び合う機会づくり」とは、専門家や先進事例の実践者による講座、活動事例の共有を行う会合の開催などを行うことです。
- (5) 「調査研究」とは、公益的活動の実態調査、地域課題に関する調査などを行うことです。
- (6) 「その他公益的活動の促進に関する事業」とは、前各号以外の事業であり、青年会議所、商工会議所などの組織や他市町村の市民活動支援センターとの協働事業の実施などが想定されます。

○第13条関係（協働プラザの運営及び活動）

第1項では、協働プラザは、市が設置し運営は民間が行う、いわゆる「公設民営型」で進め、両者の協働に基づく運営及び活動を定めています。

第2項では、市長は協働プラザの運営及び活動に関する重要事項について、「公益的活動促進委員会」の意見を聞かなければならないと定めています。

第3項では、市長は協働プラザの運営及び活動状況を公開すると定めています。

第4章 市民活動支援基金

(基金の設置)

第14条 市は、市民活動を促進する目的に活用するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、犬山市市民活動支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第15条 基金として積み立てる額は、毎会計年度予算で定める額及び市民活動の促進のための市民、事業者等からの寄附金、拠出金等（以下「寄附金等」という。）とする。

2 市は、基金に関して、市民、事業者等から広範な賛同が得られ、積極的な寄附金等の申出がされるよう啓発に努めるものとする。

(管理)

第16条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第17条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、市民活動支援に関する事業の財源に充てるものとする。

2 前項の事業に同項の収益を使用しない場合には、基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する経費の財源に充てるため必要があると認めるときは、基金の一部又は全部を処分することができる。

(1) 市民活動の普及啓発事業の経費

(2) 市民活動を支援する事業の経費

(3) 預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に定める保険事故が生じた場合の市債の償還の財源

(4) その他市民活動に関する事業の経費

2 市長は、基金の処分に関する重要事項については、委員会に諮って、その意見を聞かなければならない。

3 市長は、基金の処分について公開するものとする。

(繰替運用)

第18条の2 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

趣 旨

市、市民、市民活動団体、事業者が協働して、市民活動の促進のための資金獲得、及び市民活動に共感し応援したいと思う人などからの寄附金と拠出金の受け皿となる「市民活動支援基金」の設置に関する事項を定めるものです。

解 説

○第14条関係（基金の設置）

市は、地方自治法第241条の規定に基づき「市民活動支援基金」を設置することを定めています。基金の設置目的としては、特定の目的のために「財産を維持し、資金を積み立てる」と「定額の資金を運用する」ものがありますが、本条例に定める基金は、後者の「定額の資金を運用する」ものに該当します。

○第15条関係（積立て）

第1項では、基金として積み立てる額は、毎会計年度予算で定める額と、市民活動の促進という趣旨から、市民や事業者などからの寄附金と拠出金等と定めています。なお、「拠出金」とは、割り当てに基づき資金を出し合うことです。

第2項では、市民や事業者などから幅広い賛同を得るため、公的資金を積み立てるだけでなく、積極的に寄附金等の申出がなされるよう啓発活動に努めるものとしています。

○第16条関係（管理）

地方自治法第241条第2項に基づき、基金に属する現金を、金融機関への預金など確実かつ有利な方法により保管しなければならないと定めています。なお、「その他最も確実かつ有利な方法」とは、元本が保証された預金の中で利率の高いものなどのことです。

○第17条関係（運用益金）

第1項では、地方自治法第241条第4項に基づき、基金の運用益は、毎会計年度の一般会計の歳入歳出予算に計上し、市民活動支援に関する事業の財源にあてると定めています。

第2項では、前項の事業に運用益を使用しない場合、基金に編入することを定めており、この場合も一般会計の歳入歳出予算に計上しなければなりません。

○第18条関係（基金の処分）

第1項では、地方自治法第241条第3項に基づき、経費の財源として充てるため、基金を処分することができる事業を定めています。

- (1) 「市民活動の普及啓発事業」とは、シンポジウム、フォーラム、セミナー、イベントの開催、PR活動、相談事業、出版事業などのことです。
- (2) 「市民活動を支援する事業」とは、市民活動団体への助成、活動拠点及び備品・器具等の整備、情報ネットワークの構築や環境の整備などのことです。
- (3) 「その他市民活動に関する事業」とは、前各号に属さない事業のことです。

第2項では、市長は基金の処分に関する重要事項について、「公益的活動促進委員会」の意見を聞かなければならないと定めています。

第3項では、市長は基金の処分について、公開するものと定めています。

○第18条の2関係（繰替運用）

「財政上必要があると認めるとき」とは、市の会計上、歳入時期のズレなどによって、一時的に財源が必要となった場合を指します。その際に、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めることで、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することが可能となります。

地方自治法 第四款 基金

（基金）

第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

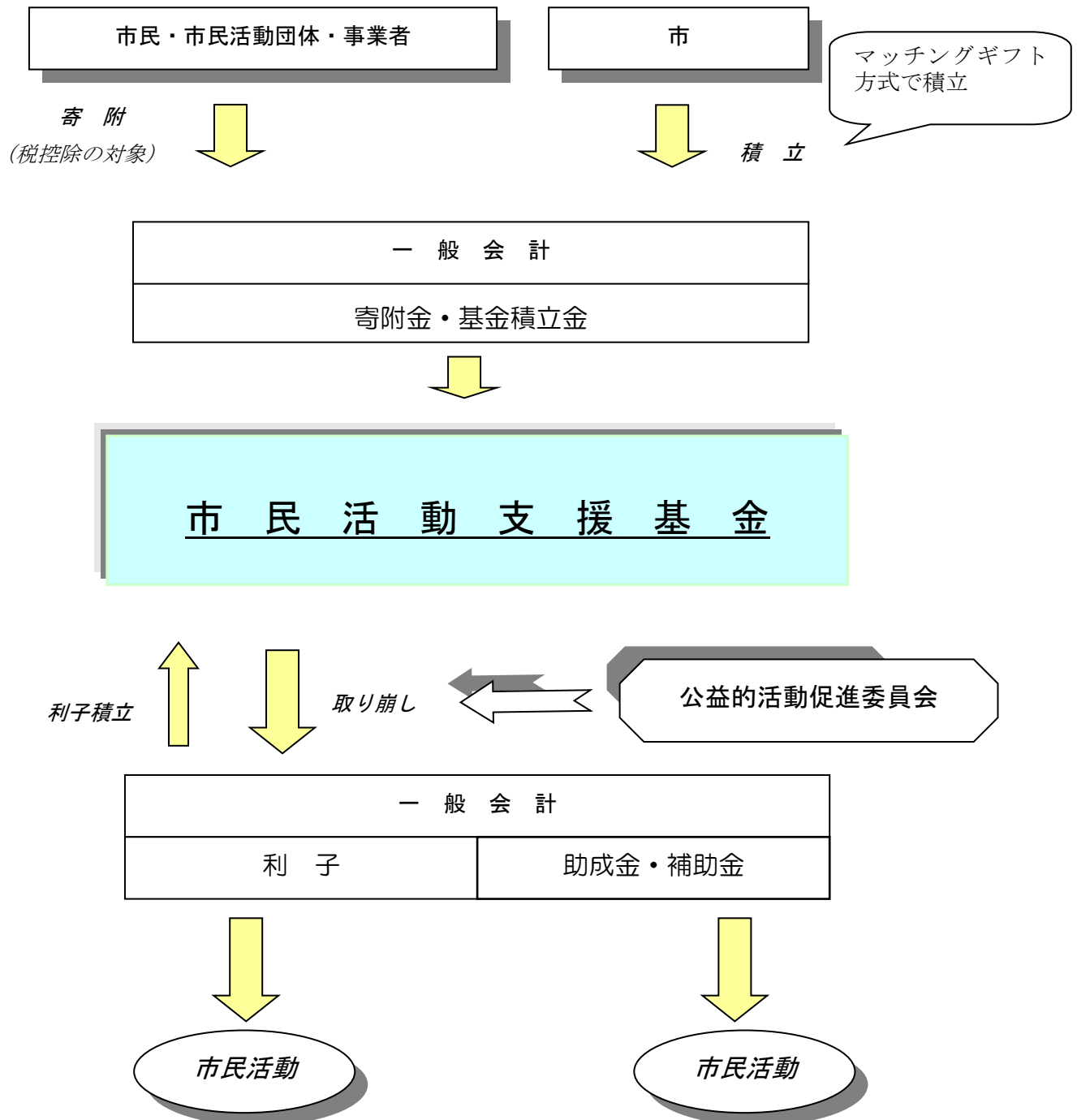
5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

犬山市市民活動支援基金のしくみ（寄附金）



【マッチングギフト方式】

寄附金の合計額に相当する額を上乗せ積立する

- ①同一の市民などからの寄附金の総額が3万円を超えている場合は、当該市民などからの寄附金の総額は3万円とみなす。
- ②寄附金の年間合計額が10万円を超えている場合は、寄附金の合計額は10万円とみなす。

第5章 資金等の助成及び支援

(資金等の助成)

第19条 市長は、登録団体及び地域活動団体に対して、予算で定める額の範囲内で資金等の助成を行うことができるものとする。

2 市長は、資金等の助成の方法を定めるに当たっては、委員会に諮って、その意見を聞かなければならない。

(その他の支援)

第20条 前条第1項に定めるもののほか、市長は、公益的活動を促進するため、必要に応じて資金獲得のための支援を講ずるものとする。

趣 旨

本条例第5条第1項第5号で、公益的活動を促進するための支援措置として、資金の助成を規定していますが、その具体的内容を定めるものです。

解 説

○第19条関係（資金等の助成）

第1項では、助成の対象を第10条に登録した市民活動団体、及び地域活動団体に限定しています。このことは、特定非営利活動促進法別表に掲げた活動、又は地域住民による地域住民のための活動を行うことを必須の条件としており、社会貢献や地域づくりを目的とした活動に対して助成する仕組みとなっています。

公金による資金等の助成に当たっては、公金の性質や公益的活動団体の自立性の観点から、運営経費を対象にするのではなく、事業経費を対象とした助成が適切であると考えられます。

市民活動団体に対しては、企画提案型の公募を募り、「公益的活動促進委員会」の委員による審査を経て、助成決定します。これにより、助成金を必要とする目的及び算出の根拠を明確にすることが可能となり、また委員会において公平・公正な審査を行うことで、助成の既得権化などを避けることができるというメリットがあります。

一方で、地域活動団体に対しては、過去の経緯や自治を担うという地域活動の性質から、現行のコミュニティ推進地区助成金や、他市町で事例のある一括交付金制度な

ど、地域活動団体の規模などを算出根拠とした、実質的には運営費補助の性質を持つ資金支援が一般的なものとなっています。今後の地域活動団体に対する資金などの助成については、「公益的活動促進委員会」で地域活動団体への支援のあり方全体を議論する中で、検討していきます。

第２項では、助成の方法を定めるに当たっては、「公益的活動促進委員会」の意見を聞かなければならないと定めています。

○第２０条関係（その他の支援）

公益的活動団体の資金源は、一般的に会費、寄付金、補助金助成金、受託事業収入、事業収入に大別され、活動の持続性の観点から、これらをバランスよく組み合わせた活動資金を得ることが重要となります。そのため、第１９条に定める公金による直接的な資金支援だけではなく、民間事業者などによる助成事業やクラウドファンディングも含めた寄附金集めなどの、情報提供や獲得支援の実施を想定しています。

第6章 市民参加

(市民参加の手続の対象)

第21条 市長は、次に掲げる事項を実施しようとするときは、市民参加の手続を行わなければならない。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (4) 広く市民の公共の用に供される施設の設置等についての基本計画等の策定又は変更

2 市長は、前項に掲げる事項以外の事項についても、広く市民参加の手続を行うよう努めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民参加の手続を行わないこととすることができる。

- (1) 緊急に行わなければならないもの
- (2) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (3) 市の内部の事務処理に関するもの
- (4) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他金銭の徴収に関するもの

4 市長は、前項の規定により市民参加の手続を行わないこととしたものについて、市民等からその理由について説明を求められたときは、回答しなければならない。

趣 旨

市の施策などに広く市民の意見を反映させ、市民と市の協働によるまちづくりを推進していくため、基本条例第14条に規定されている「市民参加」に関する事項を定めるものです。

解 説

第1項では、市民参加の手続を行わなければならない事項を定めています。

- (1) 「市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画等の策定又は変更」とは、市の施策の基本的な方向性や目標を定める、計画や指針の作成、見直しを行うときなどを想定しています。
- (2) 「市政に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃」とは、市の施策の基本的な方向性や理念を定める条例や、市民の行動に“しなければならない”または“してはいけないこと”を定める条例の制定・改正・廃止を行うときなどを想定しています。
- (3) 「市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃」とは、市民の暮らしや行動、意識に対して、大きな変化や反応を与える仕組みや規則を制定・改正・廃止するときなどを想定しています。
- (4) 「広く市民の公共の用に供される施設の設置等についての基本計画等の策定又は変更」とは、多くの市民の利用が想定される公共施設の設置や大規模改修の基本的な計画や構想を、作成又は変更するときなどを想定しています。

第2項では、第1項に該当する施策以外にも、基本条例第4条第2号に規定する「市民参加の原則」（本解説書9ページに記載）の観点から、広く市民参加を求めていくことを定めています。

第3項では、市民参加の手続を行わないことができる事項を定めています。

- (1) 「緊急に行わなければならないもの」とは、災害時の対応など、市として迅速な意思決定を行わなければならないときを想定しています。
- (2) 「法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの」とは、基準となる上位法の改正に伴って条例改正を行うときなどを想定しています。
- (3) 「市の内部の事務処理に関するもの」とは、職員人事、会計に関する規則、市が自らの責任と意思で決定すべき事項などを想定しています。
- (4) 「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料」は、直接請求の一つである条例の制定又は改廃の請求（地方自治法第74条第1項）において、「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収」に関するものを除くとなっているため、これに準じます。また、「その他金銭の徴収に関するもの」とは、保険料、水道料金、給食費などを想定しています。

ただし、各号とも市民参加の手続を行うことを否定するものではありません。

第4項では、第3項の規定により、市民参加の手続を行わないこととした事項につ

いて、市民などから理由の説明を求められた場合は、回答しなければならないと定め、説明責任を負うことを明確にしています。

なお、第1項にも、第3項にも該当しない事項がある場合は、第2項の「広く市民参加の手続を行うよう努める」という趣旨を十分踏まえ、市民参加の手続を行うか否かを判断していくこととなります。仮に、市民参加の手続を行わないとした場合は、第4項の規定を踏まえ、説明責任が生じると考えられます。

(市民参加の手續の方法)

第22条 市長は、市民参加を求めて施策を実施しようとするときは、別に定める基準に基づき、市民参加を求めなければならない。

2 市長は、市民参加を求めて施策を実施しようとするときは、広く市民の参加を得るよう努めなければならない。

趣 旨

市民参加を求めて施策を行う場合、「別に定める基準」に基づき手續を進めること、また、広く市民の参加を得るように努めることを定めるものです。

解 説

第1項の「別に定める基準」とは、今後作成を進める、市職員が市民参加に関する手續を行う際に参照する「ガイドライン」を指します。その中では、市民参加の意義、具体的な手法、実施時期、留意点などを盛り込む予定です。

「ガイドライン」として基準を定めることとした理由は、市民参加の手法は時代と共に変化しており、常にそれに応じた見直しや弾力的・柔軟な運用が必要となるためです。この手法を個別具体的に条例に明記した場合、拘束力は強くなるものの、常に見直すことや弾力的・柔軟な運用は難しくなります。

また、本条例の改正に当たり、市役所内の各部署に対して市民参加に関する状況調査を行った結果、各部署において様々な手法で市民参加の取り組みが行われていたことが分かり、この取り組みを促進し、質を高めていくためにも、市職員が手續を進める上で、分かりやすく・常に見直しが可能な「ガイドライン」が必要と考えています。

なお、「ガイドライン」の作成に当たっては、人材育成の観点からも担当課の職員だけでなく、各部署を横断する形で職員の参加を得ながら進めていく予定としています。

第2項では、基本条例第4条第2号に規定する「市民参加の原則」（本解説書9ページに記載）の観点から、広く市民参加を得ていくことを定めています。

主な市民参加の手続

名 称	内 容
審議会等（市民公募）	一定の委員により、条例等に基づき設置する各種審議会、委員会、協議会等を開催し、学識経験者や専門家、市民等から広く意見を聞き、多面的な審議を行う。市民の意見を反映するため、市民公募が望ましい。
審議会等（公募なし）	
ワークショップ	様々な参加者が主体的に意見を出し合い、協同作業により計画案や合意形成を創り上げていく活動。
公聴会・住民説明会	公聴会は、法律上開催を義務付けられた公式的な意見を聞く場。住民説明会は、市が検討する計画や事業について説明し、市民の意見を聞いたり、議論する場。
シンポジウム・フォーラム	1つの議題を中心にして、報告者等が意見を出し合い、参加者が討論を行う。
意見交換会・座談会	テーマとなる課題について、市長や市職員、市民等の関係者が参加し、それぞれの主張や意見を理解し合い、取り組みの方向性を探る。
アンケート	施策の策定の様々な場面で、多数の市民の意見を把握する仕組み。
意見・アイデア等の募集	市政に対する意見・アイデア等について、手紙、電話、メール等で随時受け付ける手法。広報誌やホームページ等を通じて意見やアイデアを募集する場合や、庁舎内に目安箱のようなものを設置する手法を含む。
パブリックコメント手続	市の基本的な政策案の策定にあたり、事前に内容を公表して意見を募集し、それを考慮した意思決定をするとともに、提出された意見とそれに対する市の考えを公表する一連の手続。
プランニングスツェレ（市民討議）	無作為に選ばれた市民が、十分な情報提供を受け、少人数で対話し意見を集約して、市民の声としてまちづくりに反映させる手法。
討論型世論調査	政策課題に対し、無作為に世論調査を行い、回答者の中から数百人を集め、必要な情報を提供して少人数で討論を行った後、再度、調査を行って意見や態度の変化を見るという社会実験。
その他	上記以外の手法により、市民の声を市政へ反映すること等を目的として、参加の機会を市民へ提供しているもの。

(市民参加の手續の実施時期及び検証)

第23条 市長は、政策の形成、執行及び評価の過程における適切な時期に、効果的な市民参加の手續を行うものとする。

2 市長は、市民参加の手續を行うときは、その参加が十分見込める適切な周知期間を置いた上で、その内容、実施時期等について、規則で定める方法により公表するものとする。

3 市長は、市民参加を適切に推進するため、市民参加の手續の実施状況について、委員会に諮って、その意見を聞かなければならない。

趣 旨

市民参加を適切に進めるため、実施時期や公表の方法、実施状況の検証に関する事項を定めるものです。

解 説

第1項では、施策の企画、実施、評価の一連の過程において、その施策に合ったふさわしい時期に、効果的な市民参加の手續を行うことを定めています。

施策の内容や性質は様々であることから、どの段階で、どのような市民参加を求めるべきかを一律に定めておくことは困難であるため、各施策の内容や政策の形成・執行・評価などの各段階において、効果的な市民参加の手續を選択していくことになります。

第2項の「規則で定める方法」とは、犬山市公益的活動の支援及び市民参加に関する条例施行規則（以下「施行規則」と言います。）第4条に定める方法を指します。

犬山市公益的活動の支援及び市民参加に関する条例施行規則

(市民参加の手續きの公表)

第4条 条例第23条第2項の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市の発行する広報への掲載、回覧等
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 公表に係る施策等を所管する課等の窓口及び市の公共施設での閲覧及び配布
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

第3項では、適切な市民参加が担保されているか検証する仕組みとして、手続の実施状況について「公益的活動促進委員会」の意見を聞かなければならないと定めています。

第7章 公益的活動促進委員会

(委員会の設置)

第24条 この条例に定める事項のほか公益的活動の促進に関する事項について、調査、審査、助言及び検証を行うため、委員会を置く。

(組織)

第25条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識を有する者
- (2) 市民活動に関する知識及び経験を有する者
- (3) 地域活動に関する知識及び経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

趣 旨

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、施策の立案、実施、検証などの場面において、学識者や実践者などからの多様な意見を反映させ、公益的活動を促進するため、附属機関である「公益的活動促進委員会」を設置するものです。

※地方自治法第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

解 説

○第24条関係（委員会の設置）

委員会で検討される事項は、公益的活動を促進するための協働ルールであり、公益的活動支援の施策を市が単独で決定するのではなく、公益的活動に関する学識者や実践者などを委員として委嘱し、意見を徴収した上で施策などの検討を行っていきます。

○第25条関係（組織）

第1項では、委員会における委員人数の上限を定めています。

第2項では、委員会は、公益的活動の促進、市と公益的活動団体との協働関係の構築、市民参加の促進など本条例の目的に基づき、学識経験者、市民活動に知識及び経験を有する者、地域活動に知識及び経験を有する者などで組織することとしています。

なお、委員会の委員長、会議や庶務などに関する事項は、施行規則で定めています。

第3項では、委員の任期に関する事項を定めています。

第4項では、委員の再任に関する事項を定めています。

第8章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

趣 旨

本条例の施行に関して必要な諸事項は、施行規則の中で定めるとしたものです。

解 説

条例の施行に当たって必要な諸々の事項は、「公益的活動促進委員会」の中で議論を行って整理し、定めていくことを想定しています。